

解体工事業者の遵守事項

三重県

本ページは、解体工事業の登録を受けられた方が今後行わなければならないこと、守っていただかなければならないことを記載しております。

手続きの詳細については、「解体工事業登録申請等手続きのご案内」をご確認ください。

○標識の掲示

営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した「解体工事業業者登録票」（別記様式第7号）を掲げなければなりません。

○帳簿の備付け等

営業所及び解体工事ごとに営業に関する事項を記載した帳簿（別記様式第8号）を作成し、建設業法第19条及び当該工事が対象建設工事である場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条の規定による書面又はその写しを添付しなければなりません。

また、この帳簿及び添付書類は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

○登録事項の変更の届出

次の登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を「解体工事業登録事項変更届出書」により届け出てください。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人の役員の名（就任・退任、改姓、役職名）
- (4) 申請者が未成年者である場合の法定代理人の名及び住所
- (5) 技術管理者の名

○更新

登録の更新を受けようとする方は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出してください。なお、受付は有効期間満了の3か月前から行います。

○廃業等の届出

解体工事業を廃業した場合は、30日以内に「解体工事業廃業等届出書」を提出してください。

○建設業の許可を受けたときの通知

建設業法に係る土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けたときは、その旨を30日以内に「通知書」により通知してください。

○登録の取消し等の場合における解体工事の注文者への通知

登録の効力を失ったとき、又は取り消されたとき、登録の効力を失う前又は取り消される前に契約した解体工事に限り施工する場合において、遅延なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければなりません。